

## 宅地建物取引業免許申請等における事務手続きの変更について

宅地建物取引業法令の改正及び窓口事務の効率化に伴い、**平成27年4月1日より、下記事項に係る事務手続き等が変更となります**ので、お知らせいたします。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 免許申請書等の様式の変更 (H27.4.1以降申請・届出時より適用)

宅地建物取引主任者が宅地建物取引士に変更されることに伴い、免許申請書を始めとする免許関係の様式や、宅地建物取引士の登録申請等の様式が変更になります。東京都都市整備局のホームページにおいては、新様式を平成27年4月1日よりダウンロードできるようにいたしますので、同日以降は新様式をご使用ください。なお、経過措置として同日以降も当面の間は旧様式の該当箇所を修正の上使用できることといたします。

#### 2 申請及び届出時の窓口における役員等の性別確認 (H27.4.1以降申請・届出時より適用)

新たに暴力団排除条項が追加されたことに伴い、東京都においては、宅地建物取引業者及び免許を受けようとする事業者の役員等が暴力団構成員か否かを警視庁に照会いたします。これに伴い、免許申請時及び変更届提出時に代表者、役員、相談役、顧問、法定代理人、政令使用人及び専任の宅地建物取引士等の性別を窓口又は後日お電話にて確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

#### 3 新規免許証の東京都庁における交付 (H27.4.1以降新規免許取得事業者より適用)

新規免許を取得され、宅地建物取引業保証協会に加入された宅地建物取引業者に対しては、これまで、宅地建物取引業保証協会より免許証を交付していましたが、平成27年4月1日以降に新規免許を取得される宅地建物取引業者に対しては、東京都不動産課の窓口において免許証を交付いたします。

これに伴い、東京都不動産課において免許証を受領される際には、①「免許通知ハガキ」(宛名面に受領日、商号及び代表者氏名を記入し、法人の実印を押印したもの。)②宅地建物取引業保証協会から供託後に渡された「弁済業務保証金分担金納付書(原本及び写)」(協会の受領印があるもの)を持参の上来庁してください。

※なお、平成27年3月31日以前に新規免許を取得した宅地建物取引業者に対しては、全て保証協会より免許証を交付いたします。